

## 第2章

## みどりと共生する安全なまち

## 第1節 環境保全

## 現状と課題

本町は、ホタル飛びかう田園空間に代表されるように水とみどりの美しい自然環境に恵まれています。豊かな自然環境の保全をはじめ、草木川での多自然川づくり事業による改修、平成7年には7月1日を「あぐいほたるの日」、平成21年には「ホタルと一緒に自然を守らナイト」としてホタルを見て自然の大切さを感じてもらおう時期を定めるなど、住民の環境保全意識の高揚や実践活動の促進に努めてきました。

板山高根湿地には多くの貴重な動植物が生息しており、自然観察検討委員会を設置し、湿地環境ボランティアの協力を得ながら自然環境の保全・保護に努めています。

平成18年には「阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、埋め立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防いでいます。

また、地球温暖化の防止に関する取り組みとして、レジ袋の有料化をスタートさせ、マイバッグによる地球に優しい買い物を推進し、役場内では「庁内エコアクションプラン」を策定して省エネルギー活動を実行してきました。

今後、こうした環境・エネルギーに関する取り組みは、地球環境の保全をはじめ快適な生活環境づくりや町の魅力向上につながり、まちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、これまでの取り組みを継承・発展させながら、多面的な環境・エネルギー施策を総合的に推進していく必要があります。



生き物生息調査

### ■公害苦情処理状況

(単位:件)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
公害対策基本法による公害	大気汚染	11	8	15	21	33
	水質汚濁	3	5	4	2	3
	土壌汚染	0	0	0	0	0
	騒音	3	4	3	4	4
	振動	0	0	1	1	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	悪臭	6	11	10	5	1
上記以外	44	26	11	42	60	
計	67	54	44	75	101	

資料:環境衛生課

### ■町内河川水質調査採水地点



資料:建設課

番地	採水場所	河川名	番地	採水場所	河川名
①	東浦町大字緒川	阿久比川	⑧	植大字島田	十ヶ川
②	知多市佐布里	蛇 淵 川	⑨	横松字大川向	阿久比川
③	白沢字蛇淵	阿久比川	⑩	卯坂字殿越	殿 越 川
④	白沢字上大橋	阿久比川	⑪	草木字伯父ヶ脇	芳 池 川
⑤	卯坂字北大平	阿久比川	⑫	矢高字道々	前 田 川
⑥	阿久比字千速	阿久比川	⑬	卯坂字元倉	砂 走 川
⑦	宮津字西森下	阿久比川	⑭	福住字平野	福 山 川

資料:環境衛生課

## 施策の目標

ホタル飛びかうみどり豊かな自然環境の保全をはじめ、地球温暖化防止、公害・環境汚染の防止、省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用など、住民・事業者・行政が協働して環境保全に向けた取り組みを推進します。

## 主要施策

### (1) 環境保全意識の高揚

「あぐいほたるの日」、「ホタルと一緒に自然を守らナイト」などの啓発活動のほか、「ほたる観察会」や「ホタル飼育事業」などの環境学習を通じて、環境問題や環境保全に対する認識を高め、自らの手で環境を保全する意識を醸成します。

### (2) 自然エネルギーの活用促進

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の継続による太陽光発電の普及など、自然エネルギーの活用を支援します。

### (3) 地球温暖化防止の推進

日頃から実践できる省エネやグリーン購入<sup>\*1</sup>、アイドリングストップなどの具体的なエコ活動を行うための啓発・広報活動を推進します。また、行政が率先して実施している「庁内エコアクションプラン」による地球温暖化防止に向けた取り組みなどが事業所へ普及するよう啓発に努めます。

### (4) 板山高根湿地の保全・保護

専門知識を有するボランティアの養成と活動を支援するとともに、木道設置など計画的な保全対策を実施し、湿地の保全に努めます。また、自然観察検討委員会と連携のもと、コドラート調査<sup>\*2</sup>を実施します。

### (5) 河川の水質浄化

生活排水や農業排水に対する住民意識の啓発強化をはじめ、公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の普及促進など河川の水質浄化を図ります。

### (6) 公害の防止

水質汚濁、大気・土壌の汚染や騒音・悪臭などの公害を防止するため、パトロールや環境測定を定期的実施するとともに、適切な対応を図ります。また、事業者と公害防止協定を締結するなど、企業への公害防止に対する指導を強化します。



板山高根湿地

<sup>\*1</sup> グリーン購入：市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

<sup>\*2</sup> コドラート調査：生物種の調査のため一定の区画(コドラート)を設定し、その区画での生物の変化を観察する方法。

## 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
環境保全対策事業	町	環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定 環境保全意識の高揚
自然エネルギー活用促進	町	太陽光発電システムの普及 次世代自然エネルギーの活用促進
省エネ・エコ対策の推進	町	「もったいない」意識の啓発 エコアクションプランの推進 アイドリングストップの推進 クールビズ・ウォームビズの推進
湿地の保全・保護	町	自然観察会の開催 湿地環境ボランティアの養成 施設整備の充実
河川の水質浄化	町	合併処理浄化槽設置補助 生活排水浄化意識の高揚 河川の水質検査
公害の防止	町	公害防止協定の締結 土壌汚染防止及び監視体制の強化

## 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
住宅用太陽光発電システム設置補助	件	25	40	50
阿久比川(横松地区) BOD <sup>*3</sup>	mg/L	3.7	2.9	2.0

### 参画・協働の 行動指針

- 自然環境への関心を高めるなど、町の自然環境に対する認識を深めましょう。
- 日常生活ですできるだけ車を使用しないなど省資源・省エネルギー、環境への負荷の少ない生活に取り組みましょう。
- 河川・道路の清掃活動、花の植栽活動など、各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めましょう。
- 里山の保護活動へ参加しましょう。
- ホタルボランティアに参加しましょう。



太陽光発電システム

\*3 BOD:生物化学的酸素要求量の略称。水の汚染度を示す値で、値が大きくなるほど水質が汚染していることを意味する。河川の環境基準は5mg/L以下。

## 第2節 環境衛生

### 現状と課題

本町のごみ・し尿処理は、2市2町で構成される東部知多衛生組合により行なわれていますが、老朽化に伴う施設整備や最終処分場の確保など多くの課題があります。

現在、12種類の分別収集や家庭用生ごみ処理機の普及など、ごみの減量化、分別排出の徹底と、リサイクルの促進に努めてきたことにより、住民のごみ問題への関心は年々高まっています。しかし、各地区に設置されているごみ収集所へのごみ出しマナーや資源ごみの分別等に、まだ徹底されていないところも見られます。

また、不法投棄されるごみが多く見られ、平成18年から環境監視員によるパトロールを実施して不法投棄対策も推進してきました。

今後も一層の減量化・リサイクルなどが求められることから、ごみ問題に対する情報発信と啓発活動を推進する必要があります。

また、下水道整備区域外では合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を実施しています。今後は、合併処理浄化槽の普及と適切な維持管理を啓発する必要があります。

### ■ごみ処理の状況

(単位: t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	紙類	布類	缶類	ビン類 (本)	カレット (箱)	ペットボトル
平成17年度	4,690	211	1,472	26	124	22,561	13,589	56
平成18年度	4,846	230	1,476	26	124	20,765	12,970	61
平成19年度	4,849	227	1,457	26	117	18,820	12,477	63
平成20年度	4,789	213	1,365	26	109	17,377	11,396	67
平成21年度	4,852	177	1,297	24	113	15,593	10,838	67

資料: 環境衛生課

### 施策の目標

住民、事業者、行政が一体となり、3 R運動<sup>\*1</sup>やごみを発生させない体制づくりの推進と、ゴミゼロ運動など清掃活動の啓発に取り組み、環境保全と循環型社会の形成を図ります。

### 主要施策

#### (1) ごみ・し尿の収集処理体制の充実

広域連携のもと、排出動向や関連法に対応する計画的な処理体制の充実を図ります。また、ごみ問題などに関する住民への情報発信と広報・啓発活動の推進により分別排出の徹底に努めます。

<sup>\*1</sup> 3 R運動: 廃棄物などの発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生使用(リサイクル・Recycle)に取り組む運動。

## (2)ごみ減量化・3 R運動の推進

ごみ問題には住民一人ひとりの意識が大切なため、広報紙・ホームページをはじめ広く情報提供や啓発を行い、住民や事業者の自主的な3 R運動を促進し、ごみの減量化を図ります。また、家庭用生ごみ処理機の普及に努めます。

## (3)リサイクル製品などの利用促進

循環型社会の形成のため、リサイクル製品やエコマーク商品の利用促進に努めます。

## (4)ごみ収集所の適正配置

地域における不均等を解消するため、ごみ収集所の整備と適正配置に努めます。

## (5)ごみの不法投棄の防止

不法投棄撲滅に向け、ポイ捨て禁止条例等の制定を検討するとともに、環境監視員によるパトロールの強化に努めます。

## (6)合併処理浄化槽の設置促進

下水道整備区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

### 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
ごみ・し尿の収集処理体制の充実	町・組合	東部知多衛生組合ごみ処理施設整備事業 ごみ分別収集推進事業 し尿収集体制の見直し・効率化
ごみ減量化	町	3 R運動の推進 生ごみ堆肥化の推進 資源ごみ回収の推進
ごみ収集所整備事業	町	ごみ収集所の適正配置
環境パトロールの実施	町	不法投棄撲滅のための監視体制強化
合併処理浄化槽の設置促進	町	合併処理浄化槽設置補助事業の周知

### 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
1人1日当たりのごみ排出量	g	794	769	744

### 参画・協働の 行動指針

- リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組みましょう。
- ごみの分別排出に取り組みましょう。
- ごみ収集所の管理に協力しましょう。
- 不法投棄の防止に向け、パトロールへの参加など地域で協力しましょう。

## 第3節 下水道

### 現状と課題

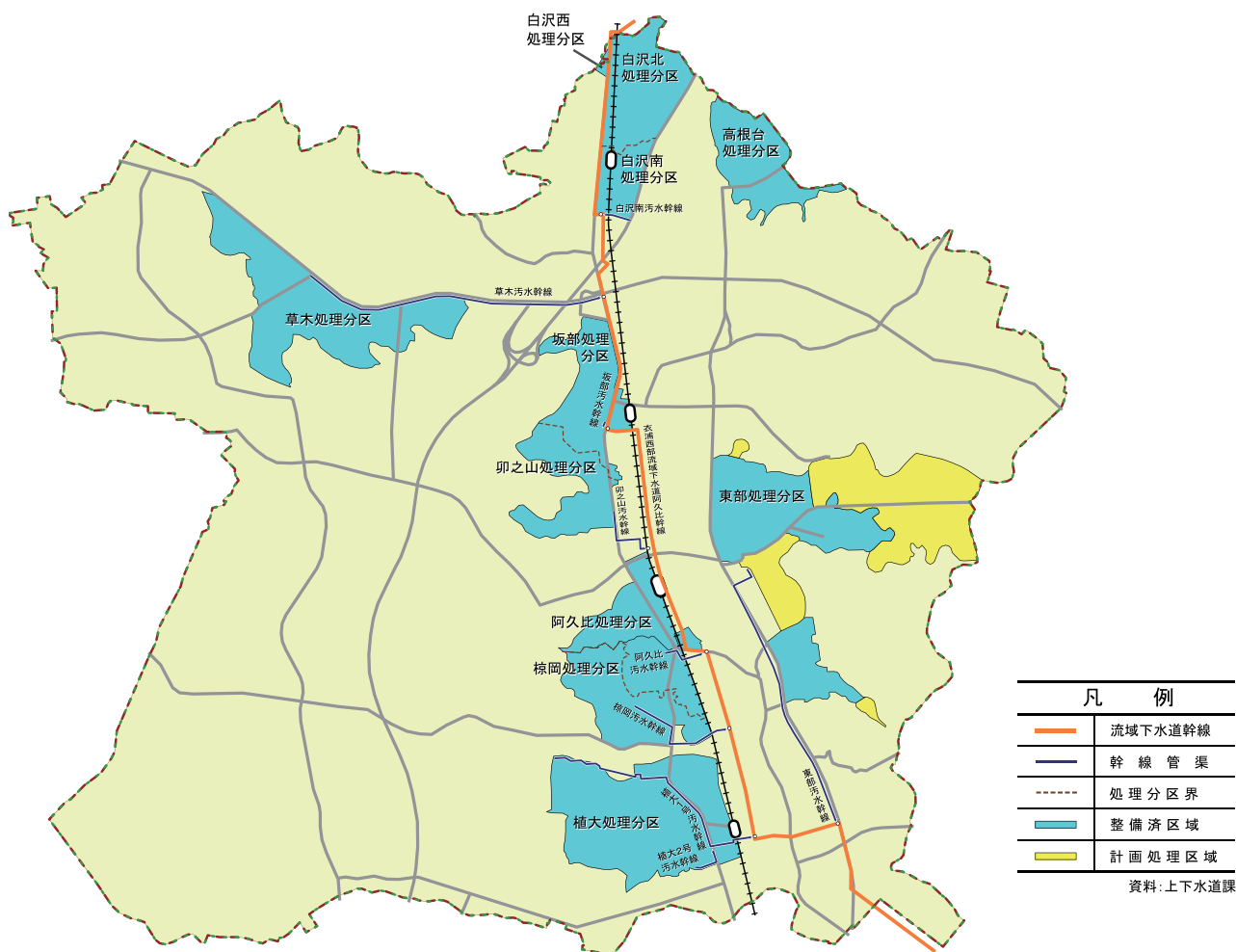
下水道は、快適な生活を営むことができる明るく衛生的な町づくりのために、汚水の速やかな排除と適切な処理を行う重要な施設です。本町では、昭和63年度より下水道事業に着手し、平成22年度には市街化区域の整備がほぼ完了します。平成21年度末の人口普及率は77.0%となっています。

今後も計画区域内における下水道未整備区域の整備を計画的に行う必要があります。

整備済区域における公共下水道への接続を促進するとともに、下水道施設の老朽化に伴う施設の改修、修繕及び耐震化を計画的に推進する必要があります。

### ■下水道計画

(平成23年3月31日現在)



## 施策の目標

公共用水域の水質保全と、快適な居住環境の確保に向け、地域特性に応じた下水道事業を推進し、水洗化を進めます。

## 主要施策

### (1) 下水道の整備

地域特性に応じた整備手法の検討を行い、計画的な整備を図ります。

### (2) 老朽管の更新

老朽管の調査を行い計画的な整備を図るとともに、未耐震管の耐震化を推進します。

### (3) 下水道事業の健全運営

下水道接続率の向上をはじめ、施設の管理体制の充実や経費の節減、使用料の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

## 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
下水道整備事業	町	多様な手法による計画的整備
下水道施設改良事業	町	管路等施設の耐震化 老朽化したマンホール蓋の補修
事業の健全化	町	接続率の向上、使用料の適正化

## 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
公共下水道への接続率	%	78.4	85.0	90.0
下水道人口普及率	%	77.0	80.0	85.0
下水道管耐震化率	%	57.5	65.0	70.0

### 参画・協働の 行動指針

○公共下水道整備地区では、下水道への接続に努めましょう。



## 第4節 消防・防災

### 現状と課題

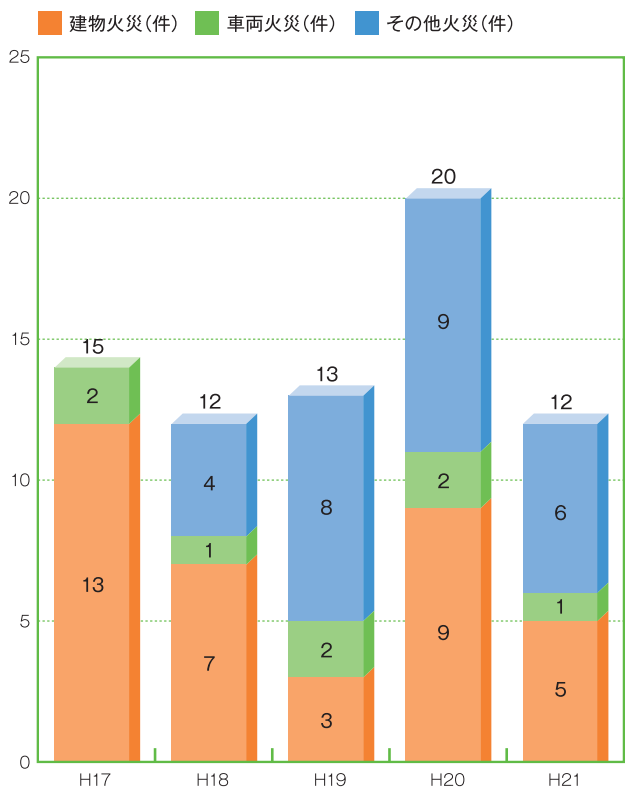
本町では、常備消防として半田消防署阿久比支署が配備されているほか、非常備消防として5分団で構成される消防団が組織され、互いに連携しながら消火活動や防火活動などを実施しています。

今後とも広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、新入団員の確保など地域防災の中核となる消防団の活性化を進めていく必要があります。

防災では、地域防災計画などにに基づき飲料水兼用耐震性貯水槽の整備をはじめ、防災倉庫、避難施設、災害時要援護者登録台帳の整備を図ってきたほか、「自主防災会活動マニュアル」を策定し、地域での防災力強化のため、自主防災会の活動支援に取り組んできました。

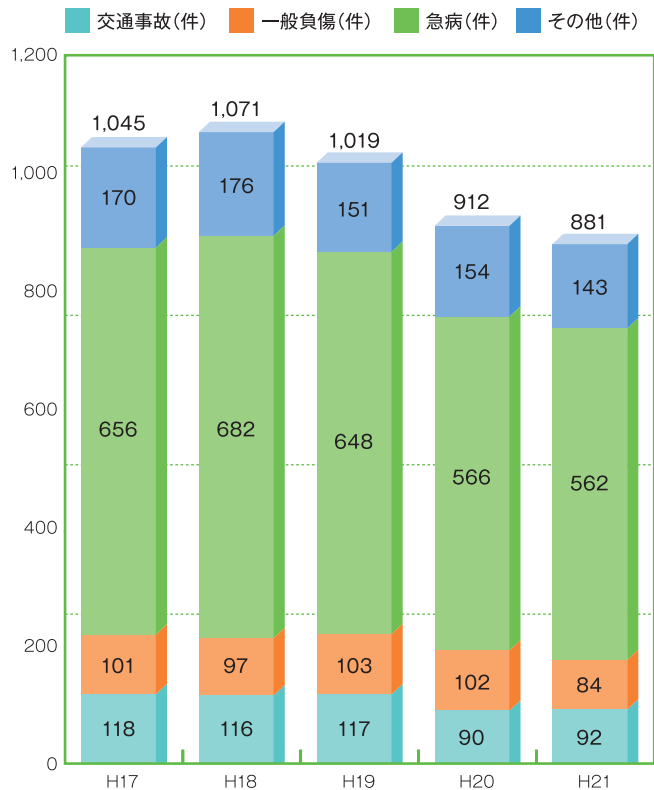
今後も、東海・東南海・南海地震など災害からの安全性の確保に向け、地域防災計画などにに基づき、防災行政無線のデジタル化更新、住宅の耐震化への支援とともに、半田消防署阿久比支署・消防団・赤十字奉仕団など防災関係機関との連携を強化し、自主防災会の活性化と防災委員・防災リーダー・民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動など、住民が一体となった総合的な防災体制を確立する必要があります。

#### ■火災発生の推移



資料：知多中部広域事務組合消防本部

#### ■救急出動件数の推移

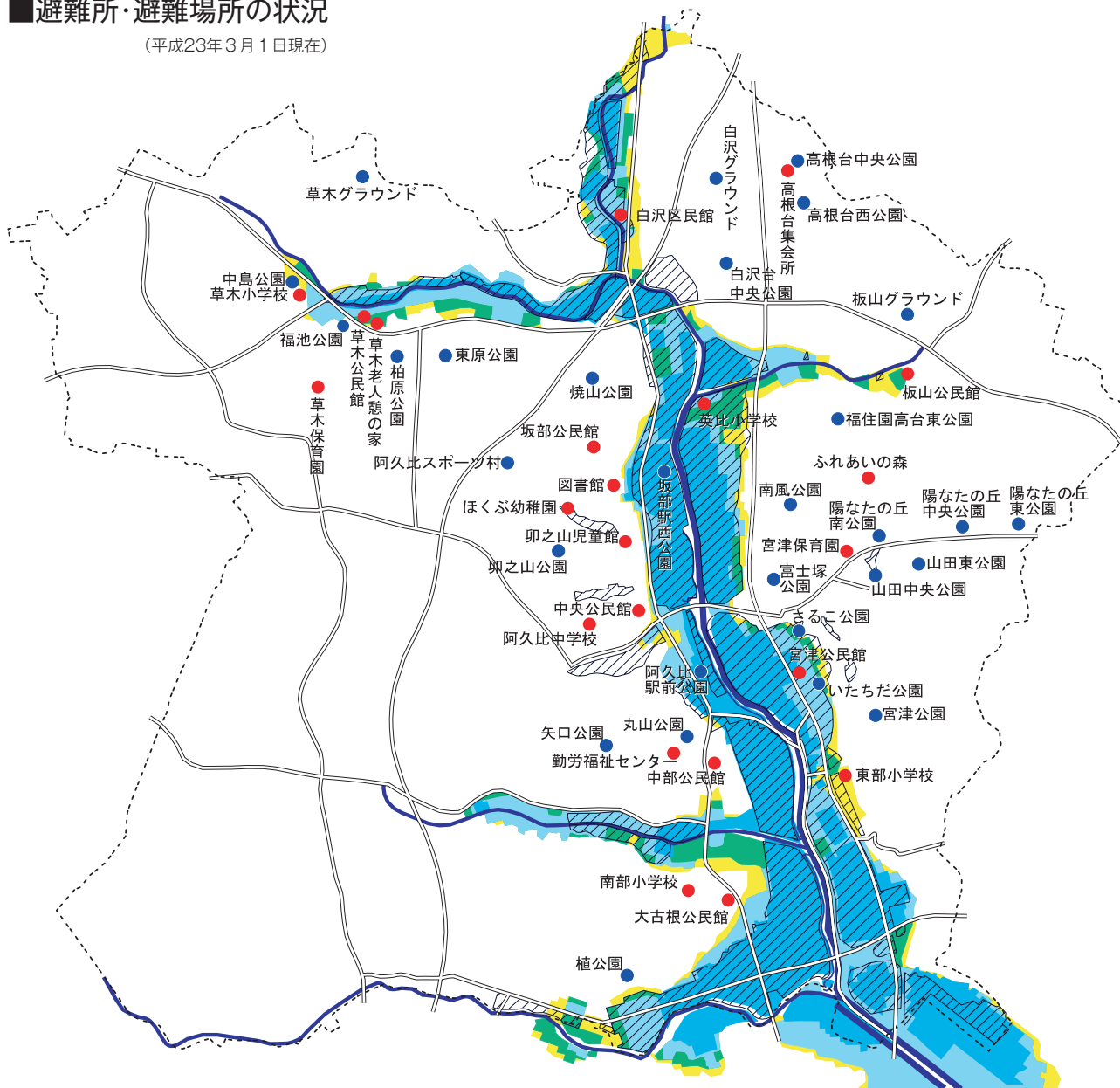


資料：知多中部広域事務組合消防本部

## ■洪水ハザードマップ

## ■避難所・避難場所の状況

(平成23年3月1日現在)



凡 例	
浸水した場合に 予想される水深 (ランク別) 0m~0.5m未満の区域 0.5m~1.0m未満の区域 1.0m~2.0m未満の区域 2.0m以上の区域	浸水予想図の 対象となる河川 東海豪雨浸水区域 ● 避難所 ※英比小学校は風水害時 の避難所から除きます。 ● 避難場所

資料：建設課・防災交通課

○洪水ハザードマップは、愛知県が平成17年7月7日に公表した「阿久比川・十ヶ川流域浸水予想図」を基礎に、東海豪雨時の町内浸水区域を斜線表示したものです。

## 施策の目標

東海・東南海・南海地震の発生確率などを踏まえ、台風やゲリラ豪雨などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、迅速・正確な情報の収集・伝達をはじめ消防・防災体制の充実を図ります。

## 主要施策

### (1) 災害に強いまちづくりの推進

避難所や公共施設の耐震化・不燃化を推進するとともに、個人所有の建物についても指導に努めます。また、防災倉庫・防災資機材・防災備蓄品を計画的に整備します。さらに、ケーブルテレビ・J-ALERT<sup>\*1</sup>と同報系防災行政無線の連動・高度情報通信ネットワーク・あんしん防災ねっとなどにより、土砂災害警戒区域を始め町内の災害時の情報収集と伝達体制を充実します。

### (2) 防災意識の高揚と自主防災会の組織強化

住民参加の防災訓練の実施、防災マップの配布などにより、住民意識の高揚を図るとともに、消防団・赤十字奉仕団・防災ボランティアなどと連携を強化し、自主防災会の指導者となる防災リーダー・防災委員の育成を図ります。

### (3) 災害時要援護者への支援の強化

災害時要援護者登録制度の周知を図り、障がい者や高齢者などの災害時に支援を要する人々を把握し、自主防災会、民生委員・児童委員との連携体制を強化します。

### (4) 広域消防体制の充実

広域的連携のもと、平成24年4月の知多広域消防指令センターの運用、平成27年4月の消防・救急無線のデジタル化の実現をはじめ、職員の資質向上や施設・設備の充実などを進め、知多中部広域事務組合<sup>\*2</sup>による常備消防・救急体制の充実を図ります。特に、高度救急処置に対応できる救急救命士の養成を図ります。

### (5) 消防団組織の充実

住民の理解と協力を得ながら、団員確保に取り組むとともに、研修・訓練の推進による団員の資質向上と機能別・女性消防団員の育成に努め、消防団の充実を促進します。

### (6) 消防施設・設備の整備

消火栓や防火水槽などの消防水利をはじめとする各種消防施設・設備の計画的な整備更新を図ります。

### (7) 国民の保護に関する計画の推進

国民の保護に関する計画(国民保護計画)に基づき、国・県など関係機関と連携協力し、国民保護のための措置(国民保護措置)を総合的に推進します。

<sup>\*1</sup> J-ALERT: 全国瞬時警報システムの通称。

<sup>\*2</sup> 知多中部広域事務組合: 阿久比町、半田市、武豊町、東浦町の1市3町で構成される消防事務、火葬場の設置・管理(東浦町を除く)を行なう組織。

## 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
防災意識の高揚	町	住民参加の防災訓練実施
自主防災会組織の強化	町・自主防災会	防災委員・防災リーダーの育成 自主防災会の育成・強化 防災備蓄品・資機材の充実
災害時要援護者支援事業	町・自主防災会	災害時要援護者登録制度の周知及び登録促進 自主防災会、民生委員・児童委員、地区住民の連携強化
災害時の情報収集と伝達体制の充実	県・町	町防災行政無線改修 高度情報通信ネットワーク・あんしん防災ねっとの活用 災害時の情報収集・伝達訓練の実施
広域消防体制の充実	町・組合	知多広域消防指令センターの運用 消防・救急無線のデジタル化
消防団員の確保	町	消防団員の確保と資質の向上 女性・機能別消防団の育成
消防施設・設備の整備	町	消火栓・防火水槽の整備 消防団詰所の整備 消防車両等の更新
地域防災計画の推進	町	地域防災計画の見直し・充実
国民保護計画の推進	町	国民保護計画の見直し・充実

## 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
消防団員の充足率	%	79.0	85.0	90.0
消火栓設置数	基	412	422	432
災害時要援護者登録率	%	53.6	55.0	57.0

### 参画・協働の 行動指針

- 災害の発生に備え、防災訓練や人命救助のため救命講習会等に参加しましょう。
- 自主防災会活動に参加しましょう。
- 災害時要援護者登録率を向上させ、火災や救急時に高齢者や障がい者などの連絡、救助に協力しましょう。
- 消防団員確保に協力しましょう。



防災訓練

## 第5節 交通安全・防犯

### 現状と課題

本町の交通安全については、交通安全関係団体や警察など関係機関との協力・連携により、活発な啓発活動を展開しているとともに、老人クラブや幼稚園・保育園及び小学校での交通安全教室を積極的に実施しています。

交通事故発生件数はほぼ横ばいながらも、高齢者及び自転車乗車中の交通事故が増加傾向にあり、各小学校へ配備した安全・安心パトロールカーを活用して高齢者や子どもを中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、交通安全施設の整備を行うなど、総合的な対策が必要となっています。

防犯については、警察や学校などの関係機関・団体と連携した啓発活動の推進をはじめ、阿久比駅前への交番の移転、防犯灯の設置、防犯啓発プレートの配布、青色パトロールカーの地域自主防犯パトロールでの活用などの防犯施策を展開しています。

自転車盗難、忍込みなどの犯罪件数が増加傾向にあり、高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪も発生し、犯罪の多様化、罪の意識の低下が問題となっています。

このため、犯罪が起きない生活環境づくりの強化と、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要があります。

### 施策の目標

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、交通安全施設などの整備を進めるとともに、住民の交通安全意識・防犯意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動の促進などに努めます。

### 主要施策

#### (1)交通安全意識の高揚

警察、交通安全関係団体と連携のもと、高齢者や園児・児童・生徒など各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や、安全・安心パトロールカーによる啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。また、家庭・地域・事業所・関係機関と連携して飲酒運転の根絶に努めます。

#### (2)交通安全施設の整備

安全に通行できるよう、カーブミラー、ガードレール、道路標識などの交通安全施設の整備・充実に努めます。

#### (3)防犯意識の高揚

警察や自主防犯団体と協力した防犯キャンペーンのほか、犯罪多発箇所へののぼり旗や看板の設置などにより、住民の防犯に対する意識の高揚を図ります。

## (4)防犯体制の強化

各小学校に配備した青色パトロールカーを有効活用することにより、地域での自主防犯パトロールの強化と職員による防犯パトロールを実施します。さらに、犯罪多発箇所には防犯カメラを設置します。

## (5)防犯灯の計画的な設置

地域からの防犯灯整備要望などを踏まえ、計画的に防犯灯の設置を図ります。

### 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
交通安全意識の啓発	町	各地区、学校などにおける交通安全教室 安全・安心パトロールカーの活用
交通安全施設の整備	県・町	危険箇所の把握と施設整備
防犯意識の高揚	町	防犯キャンペーンの実施 啓発資機材の活用
防犯体制の強化	町	自主防犯団体の育成 防犯パトロール講習会の実施 自主防犯団体への資器材の提供 防犯カメラの設置
防犯灯新設事業	町	防犯灯の計画的設置

### 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
カーブミラー設置数	箇所	477	500	520
青色パトロールカーを活用している自主防犯団体数	団体	9	15	23
防犯灯設置数	灯	2,321	2,500	2,650

### 参画・協働の 行動指針

- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- 防犯パトロールに参加するなど、地域での防犯活動に参加しましょう。
- 自家用車の使用を控え公共交通機関を利用して、交通安全を図りましょう。
- 放置自転車対策に協力しましょう。



交通安全啓発活動

## 第6節 消費者行政

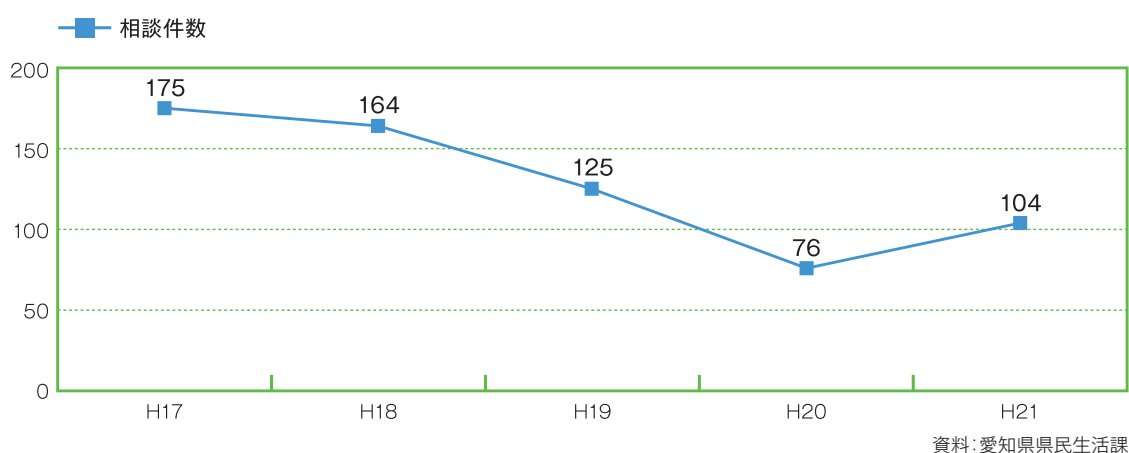
### 現状と課題

消費者庁の設置など行政組織の整備と法的な規制強化により、消費生活相談件数は減少傾向にあります。しかし、訪問販売や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる架空請求などの消費者被害はあとを絶たず、高齢者が標的となった場合などでは、被害額が大きくなるなど、事態は深刻化しています。

本町では、消費者が安心して生活を過ごすのに必要な知識の普及のため、消費生活講座を開催するほか、広報紙などを通じて消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及などの施策を推進しています。

複雑・多様化している消費生活に関するトラブルの早期解決を図るため、消費生活相談窓口を設置するほか、消費者保護に関する学習機会の拡充や情報提供・啓発活動などを進めていく必要があります。

#### ■町内在住者の消費生活相談件数



消費生活相談

## 施策の目標

消費者被害に遭わないため、消費生活に関する情報提供や知識の普及・啓発・相談体制の充実を図ります。

## 主要施策

### (1) 消費者被害防止の啓発と情報の提供

広報紙やホームページ・LED電光掲示板による情報提供や啓発チラシの配布などにより、消費者被害の防止や住民一人ひとりの自己防衛意識の高揚、知識の普及を図ります。

### (2) 消費者相談体制の充実

住民の様々な消費生活に関する問題に対応するため、消費生活相談窓口を開設するほか、関係機関との連携を図りながら、苦情処理や相談体制の充実に努めます。

### (3) 消費者団体への支援

地域に根ざした自主的活動を一層促進するため、消費者団体を支援します。

## 主要事業

主要事業	事業主体	事業概要
消費者意識の向上	町	消費者問題の情報提供 消費生活講座等の開催 消費生活展の開催
消費者相談体制の充実	町	消費生活相談窓口の充実
消費者団体への支援	町	消費生活団体の育成

## 成果目標

成果目標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)
消費生活相談窓口開設日数(年間)	日	0	24	48

## 参画・協働の 行動指針

- 消費生活に関する知識の習得に努めましょう。
- 消費相談窓口を活用しましょう。

